

令和3年度 11月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年11月30日(火) 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(15人)
 - 1番(会長) 本間雄一 2番 本間直一 3番 池田一彦
 - 4番 江端美春 5番 大嶋喜芳 6番 梶原政好
 - 7番 高杉隆司 8番 高井利明 9番 原田秀一
 - 10番 松井市雄 11番 岩野惣市郎 12番 鈴木淳子
 - 13番 丸山和秀 14番 渡邊正行
 - 15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事
 - 議案第44号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
 - 議案第45号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第46号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
 - 報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について
 - 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
 - 報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について
 - 報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について
 - 報告事項 農地の転用事実に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 中島 剛 事務局次長 佐藤 清隆
 - 農地係長 上田 芳則 農政振興係長 五十嵐芳彰
- 7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより11月定例総会を開催します。 議事日程に従い、進めさせていただきます。 本日は、皆様ご出席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、8番、高井利明委員、9番、原田秀一委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、追加議案の議案第46号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案を説明する前に、案件を地区別にまとめた3ページの総括表をご覧ください。 11月総会における許可案件は、坂井輪地区、5条許可1件、黒埼地区、3条許可1件、全地区合計2件です。 それでは、議案を説明します。 追加議案1ページ、議案第46号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和3年11月25日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。 第2地域、黒埼地区です。1号、所在は西区板井で、畑231㎡について、売買する案件です。申請理由は農業経営規模拡大です。調査委員会案件です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第2地域調査委員長から報告をお願いします。</p>

<p>第2地域調査委員長 (14番)</p>	<p>調査案件は、議案第46号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、1件です。</p> <p>11月19日に申請地の現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。つづいて、聞き取り調査に移り、譲受人から、申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するようお願いし、調査を終えました。調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明及び第2地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第46号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第46号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第46号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第44号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>5ページ、議案第44号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、坂井輪地区です。1号、所在は西区坂井で、田1筆753㎡について、売買により、露店資材置場とする案件です。農地</p>

議 長	<p>区分は第3種農地です。調査委員会案件です。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長 (7番)	<p>調査案件は、議案第44号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>11月19日に申請地の現地確認を行った結果、現況は全て休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、確認しました。</p> <p>つづいて聞き取り調査に移り、代理人から、申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請地は、第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題ないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
事務局	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第44号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第44号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議 長	<p>議案第44号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第45号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案を説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた４ページの総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、賃貸借権設定新規、３年のものが１件、６年のものが３件、１０年のものが４件、所有権移転、売買５件、交換２件、賃貸借権設定更新はなく、全地区合計１５件です。</p> <p>次に、中段の農地中間管理事業は、賃貸借権設定新規及び更新で１０年のものが２件、全地区合計２件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>６ページ、議案第４５号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>７ページ、新規分の地区別実績表です。更新分がなかったため、８ページの合計の実績表と同じです。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区、合計１件、面積は１，４１３㎡、中野小屋地区、合計１件、面積が２，５６９㎡、内野地区、合計５件、面積が１７，３５３㎡、黒埼地区、合計７件、面積が２３，３１６㎡、四ツ郷屋地区、合計１件、面積が１，６９８㎡、全地区合計１５件、面積は４６，３４９㎡です。</p> <p>９ページ、提案文です。</p> <p>「議案第４５号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和３年１１月３０日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>提案文以降、９ページから１２ページが内訳で、それぞれの契約内容になります。</p> <p>次に１３ページ、農地中間管理機構が、農地を借り受けるものです。</p> <p>中間管理事業の地区別実績表で、１３ページは新規分、１４ページは更新分、１５ページは合計の実績表です。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区１件、面積が２，０８５㎡、黒埼地区１件、面積が１，２９２㎡、以上、全地区合計２件、面積は３，３７７㎡です。</p> <p>１６ページが新規分の内訳、１７ページの１号が更新分の内訳です。</p> <p>１８ページ、定例総会で議案承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和３年１２月１４日です。</p> <p>以上です。</p>
------------	---

議 長	<p>ただ今、事務局の説明がありましたが、議案第45号には、2件の委員関連の案件がありますので、先議を行います。</p> <p>11ページの2号は、出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により、関係委員は退室してください。</p> <p>(関係委員退室)</p>
議 長	<p>それでは11ページの2号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p> <p>(関係委員入室)</p>
議 長	<p>次に、11ページの5号です。関係委員は退室してください。</p> <p>(関係委員退室)</p>
議 長	<p>それでは11ページの5号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。 審議が終了しましたので、関係委員は入室してください。</p>
議 長	<p>(関係委員入室)</p> <p>ただ今、先議した案件以外の案件を審議します。ご質問、ご意見はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。 議案第45号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。 議案第45号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>議案第45号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。 次に、報告事項に入ります。 報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農政振興係所管の報告事項を説明する前に、4ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。</p> <p>下段、農地中間管理事業の利用配分計画は、賃貸借権設定新規10年のものが1件、更新10年のものが1件、配分計画の移転10年のものが2件、全地区合計4件です。</p> <p>19ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、新規分の地区別実績表です。20ページが更新分の地区別実績表、21ページが合計の地区別実績表です。地区別の合計は、赤塚地区</p>

議 長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>次に、去る11月25日に開催した第1地域調査委員会で、違反転用に係る是正指導を行いましたので、農地部会長からその概要の報告をお願いします。</p>
農地部会長(10番)	<p>第1地域調査委員長から、今月の調査委員会で、違反転用にかかる聞き取り調査及び是正指導を実施した旨の報告を受けました。</p> <p>今回、調査委員会に呼び出し、指導を行ったのは、令和3年7月に実施した農地パトロールで、違反転用と認定した第1地域の土地所有者1名です。所在は、西区五十嵐3の町の農用地で、土地を自動車解体業者の車両置場として利用させていました。</p> <p>当日調査委員会を欠席したため、調査委員会終了後に、内野地区担当委員が自宅を訪問し、聞き取りを行い、口頭指導を行いました。</p> <p>この土地所有者は、6年前にも、隣接の自動車解体業者から、日中、従業員の車を駐車させてほしいとの申し出を受けて、賃貸借契約を結ばず土地を貸し、駐車場として利用させていたため、呼び出して、自動車解体業者に原状復旧してもらうよう勧告し、耕作するよう是正指導を行った経緯があります。</p> <p>今回、現在もなお、違反状態が続いていることについて説明を求めたところ、自動車解体業者に対し、退去するよう求めているとのことで、来春までには退去することで約束をしていると説明がありました。</p> <p>また、退去に応じない場合は、法的手段により求めていくとのことです。</p> <p>最後に、土地所有者に対して、原状回復の有無にかかわらず、隣接する農地に被害を及ぼすことの無いようにすること、今後は、違反転用しないこと、また違反敷地が拡大しないようにすることを教示しました。またすべての違反転用が、解消されるまでは、監視対象農地として指導していくこととして、是正指導を終了しました。</p> <p>なお、呼び出し指導としなかった文書指導対象者に対しては、是正文書を送付し、解消期限を本年12月末としております。担当地域の委員には、日頃の農業委員会活動の農地パトロールにおいて、適宜、現況確認をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の報告に対して、ご質問はありませんか。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>(質問、意見なし)</p> <p>事務局から報告事項等はありませんか。</p> <p>32ページ、12、1月の業務日程です。 はじめに12月の業務日程です。</p> <p>7日、火曜日、8日、水曜日、の2日間、6農業委員会会長の佐渡市農業委員会との意見交換会及び視察研修が開催されます。会長が出席されます。同じく7日、火曜日、8日、水曜日、の2日間、令和3年度新潟県女性農業委員等研修会及びにいがた女性農業委員の会第20回定例総会が中央区で開催されます。江端委員、鈴木委員が出席されます。</p> <p>9日、木曜日、午後3時から、農政振興部会を開催します。農政振興部会員のほか、会長、会長職務代理者から出席いただきます。</p> <p>22日、水曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。23日、木曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。27日、月曜日、午後3時から、農地利用最適化推進委員の皆さんからも出席いただき、12月定例総会及び研修会を開催します。会場は区役所健康センター棟1階104・105会議室です。</p> <p>次に12月の申請締切日です。農地法12月総会分が12月8日、水曜日、農業経営基盤強化促進法1月総会分が12月23日、木曜日です。</p> <p>次に1月の業務日程です。</p> <p>26日、水曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。25日、木曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>31日、月曜日、午後3時から、1月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長

ないようですので、以上で11月の定例総会を閉会します。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 高 井 利 明

署名委員 原 田 秀 一